

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

長野県営水道より大切なお知らせ

令和元年（2019年）10月1日より
指定給水装置工事事業者制度が
5年毎の更新制に変わります。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年（2019年）10月1日に施行されます。

- 指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。
※旧（現行）制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、最初の更新までの有効期間が異なります。（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10(1998).4.1～ H11(1999).3.31	改正法施行日前日から1年 令和2年(2020年)9月29日まで
H11(1999).4.1～ H15(2003).3.31	改正法施行日前日から2年 令和3年(2021年)9月29日まで
H15(2003).4.1～ H19(2007).3.31	改正法施行日前日から3年 令和4年(2022年)9月29日まで
H19(2007).4.1～ H25(2013).3.31	改正法施行日前日から4年 令和5年(2023年)9月29日まで
H25(2013).4.1～ R1(2019).9.30	改正法施行日前日から5年 令和6年(2024年)9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、ダイレクトメールにて通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

- 指定更新の要件は水道法第25条の2(指定の申請)に準拠
 - ①給水装置主任技術者の選任
 - ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
 - ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
※法令第25条の3及び省令第20条に準拠

●更新申請に必要な書類

※省令第18条に準拠

- ・様式第一号及び第二号
- ・機械器具調書(確認書類)
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います。(参考)

※法令第25の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料(参考)

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無(参考)

◇更新申請についてのお問い合わせは

長野県企業局 水道事業課 TEL:026-235-7381
上田水道管理事務所 TEL:0268-22-2110
川中島水道管理事務所 TEL:026-284-1700